

一般社団法人井原ブランドツーリズム 社員（正会員）規約

（目的）

第1条 本規約は、一般社団法人井原ブランドツーリズム（以下「当法人」という。）の社員の資格、権利義務及び運営に関する実務運用を定めることを目的とする。

（社員資格）

第2条 社員は、定款に基づき、井原市及びその周辺地域において事業を営み、当法人の目的に賛同し、その運営に参画する法人、団体又は個人事業主とする。

2 特別の事情がある場合は、理事会の承認をもって社員とすることができる。

（入社手続）

第3条 社員になろうとする者は、所定の入社申込書を提出し、理事会の承認を受ける。

（負担金）

第4条 社員は、社員総会で定める額の負担金を納入しなければならない。

2 支払期限は毎事業年度開始後2か月以内とする。

3 既納の負担金は返還しない。

（事業への協力）

第5条 社員は、定款の規定に基づき、当法人の事業運営に必要な協力を行うものとする。

（社員総会の権限）

第6条 社員総会の権限は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人法」という。）及び定款に基づき、次のとおり定める。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 計算書類の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他法令及び定款で定める事項

（社員の権利）

第7条 社員は、一般社団法人法に定める権利のほか、当法人が実施する事業への参画及び会員向け事業への優先参加の権利を有する。

（社員の義務）

第8条 社員は、定款及び本規約を遵守し、負担金を納入するとともに、法人の信用を損なう行為をしてはならない。

(滞納)

第9条 負担金を滞納した社員に対し、理事会は督促を行うことができる。

2 1年以上滞納した場合、除名対象とすることができる。

(退社)

第10条 社員は、定款の定めに従い退社することができる。

2 退社した場合であっても、既納の負担金は返還しない。

(除名)

第11条 社員の除名は、定款の定めに基づき社員総会の決議により行う。

(社員情報の管理)

第12条 社員は、住所、代表者、連絡先その他届出事項に変更があった場合は、速やかに届け出なければならない。

2 通知は、社員名簿に記載された連絡先をもって有効とする。

(地域連携及び情報提供)

第13条 社員は、観光地域づくり法人(DMO)としての活動に主体的に参画し、地域の関係者との連携及び情報共有に努めるものとする。

2 社員は、当法人が行う調査、マーケティングその他観光地域づくりに必要な情報提供に協力するよう努めるものとする。

(事業年度)

第14条 当法人の事業年度は、定款の定めによる。

(規約と定款の関係)

第15条 本規約は、定款を補完するものであり、定款に反する解釈をしてはならない。

(法令準拠)

第16条 本規約に定めのない事項は、一般社団法人法その他関係法令及び定款による。

(規約変更)

第17条 本規約は、社員総会の決議により変更する。

附 則

本規約は、令和8年6月17日から施行する。